

小国小・中学校保護者の皆様

各家庭における小国町学習用タブレット端末利用についての確認事項

小国町教育委員会

児童生徒に貸与しているタブレット端末の使用に関しては、以下の各項をご確認いただき、児童生徒への適切な指導、助言をお願いいたします。

1. 基本的なルール

- ・学習用タブレットは、小国町から学校を通じて貸与しており、学校や家庭での教育活動・学習活動のために使うことが目的です。目的外の使用をしないようご指導ください。
- ・教育委員会や学校の規定・指示（学年によって異なる場合があります）に従って、大切に使用するようにご指導ください。

2. 健康面への配慮

- ・健康面に留意し、長時間の使用にならないようご指導ください。
※ アクセス時間等を学校で確認し、使用時間が多い場合、学校から本人、保護者に確認をする場合があります。

3. 個人情報保護・人権侵害・著作権について

- ・貸与している学習用タブレットは、他人に貸したり使わせたりしないようご指導ください。
- ・アプリケーションのアカウント情報の取り扱いに注意し、情報漏洩が無いようご指導ください。
- ・個人情報（画像や作品、文章も含む）や、相手を傷つけるような内容をインターネット上に公開したり・投稿したりしないようご指導ください。
- ・自分の学習活動の中で、他人の作品や表現を尊重し、引用、転用するときは、作者の許可を得るか、出典を明らかにするようにご指導ください。
- ・生成系 AI を活用した文章や表現を自分が作成したものと偽ることがないようにご指導ください。

4. 安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、マナーについて

- ・ゲームやSNSへの書き込み（投稿）、学校から指示された以外の動画投稿サイト（YouTube 等の閲覧等）は行わないようご指導ください。
※ 学校、教育委員会が、違法・不適切な使用をしていないか、貸与しているタブレット端末を確認することがあります。

5. トラブル、故障等の対応について

- ・貸与している学習用タブレットの動作不良、故障、破損、紛失が起こった場合は、速やかに学校、若しくは教育委員会事務局にご連絡ください。その際、別紙「学習用タブレット等破損・紛失届」を提出いただき、そこに至った経緯をお尋ねいたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。なお、紛失の場合、本体が Wi-Fi に繋がっていればおおよその場所の特定や、遠隔操作により本体のロックをかけることができます。速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・自然故障以外の故意による故障や破損、紛失があった場合は有償による修理、または弁償をしていただく場合があります。貸与しているタブレット端末は小国町の大切な資産の一部です。ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。